

平成30年3月28日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（後期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（後期）を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 財務部（財政課、税務課及び納税課）
- (2) 総務部（総務課、人事課、情報政策課及び契約検査課）
- (3) 市民部（環境生活課、危機管理課、市民課、廃棄物対策課、湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、南市民センター、一箕市民センター及び東市民センター）
- (4) 建設部（都市計画課、花と緑の課、区画整理課、下水道課、道路建設課、道路維持課及び建築課）
- (5) 固定資産評価審査委員会
- (6) 公平委員会

3 監査対象期間

平成28年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 主要事業が限られている場合及び出先機関における庶務経理事務
- (4) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業に関する工事

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」、「第2経営に係る事務事業監査の着眼点」及び「第3工事監査等の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに有効性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成29年12月8日から平成30年2月13日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所 3階会議室

イ 実施日 平成30年3月14日及び15日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○鶴ヶ城公園史跡指定区域維持管理業務委託について（花と緑の課）

鶴ヶ城公園史跡指定区域維持管理業務委託については、都市公園鶴ヶ城公園のうち、国指定の史跡若松城跡（以下「史跡」という。）から若松城天守閣等の観光関連施設や武徳殿等の運動施設などを除いた区域の維持管理業務を、公園管理者である花と緑の課が、一般財団法人会津若松観光ビューロー（以下「観光ビューロー」という。）に委託しているものである。一方、史跡のうち、その主要な施設である観光関連施設については、観光課が、観光ビューローを指定管理者として指定し管理を行わせている。このようなことから、本業務についても観光関連施設と一体で維持管理を行うことが最も適切であることを理由として、観光ビューローに随意契約で委託しているものである。

こうした中で、本業務の受託者として、観光ビューローから毎月提出される作業月報や作業日報には、委託仕様書において業務対象外として示した場所、すなわち観光ビューローが指定管理業務として行っている会津若松市営駐車場の整地、ライン引き、誘導業務が相当の頻度で報告され、作業月報においては業務対象外の駐車場関連業務について様式化されて報告されていた。

本監査の着眼点の一点目は、委託仕様書と業務報告書の作業内容等の差異である。委託業務の受託者である観光ビューローは、史跡の維持管理においては、委託業務と指定管理業務を一体的に行っており、随意契約理由のとおり、受け手である観光ビューローとしてもそうした対応をとることは合理的であると考えられる。ただし、発注者としては、民法上の委託と他課の行政処分である指定管理の指定の成果は分けて報告を受けるべきであり、対面監査時の回答でも、二業務の成果や報告は分けるべきとしている。今後の報告方法等の改善について留意されたい。

着眼点の二点目は、効率的な史跡の維持管理である。委託対象施設と指定管理施設は、相互に入り組んだ位置関係にあり、随意契約の理由にあるとおり、本業務は「会津若松市観光関連施設」と一体で行うことが合理的であり、現にそのように行われている。今後、本業務を指定管理業務「会津若松市観光関連施設」に組入れる方法も含めて、効率的な維持管理のあり方について関係部課等と協議検討されたい。

○鶴ヶ城公園廊下橋改修実施設計業務委託について（花と緑の課）

本業務は廊下橋改修に係る橋梁の施工方法・構造計算・仕様概要から概算費用の積算までを内容としている。

対象となるのは鶴ヶ城公園（史跡若松城跡）内にある約50年前に築造された往時の面影を遺すほおづえ式の木橋であり、本橋梁改修工事に関しては、稀有な意匠の木橋であることなどを踏まえ、伝統的技法・意匠・構造に十分な配慮が必要とされることから、受託者の専門的知見や実績を活かしつつ、史跡にふさわしい意匠となるよう文化庁との協議を行うとともに、国庫補助の活用を視野に国土交通省や県などとも協議を行いながら作業を進めてきており、伝統的技法や意匠等に係る内容は仕様書の求める水準に十分応えるものであった。

しかしながら、これら経過において、部材の流通や販路などの実勢情報が錯綜したこともあって修正が積み重なり、成果品の一部に未完のものが混入する結果となっていた。また、平成29年度の工事实施に向けて、成果目的物の一部である概算工事費を用いて国庫補助要望や市での予算措置を行う上での参考資料としていたが、積算の誤謬をそのままに検収しており、未完の成果品の混入と合わせ、発注に向けての設計に苦慮したようであった。

業務の遂行に当たっては、検収及び部材調達の情報収集には十分な精度をもって対応するなど、業務目的を達成できるような内容での成果品検収に努められたい。

○都市計画道路会津若松駅中町線道路改良工事（その２）について（道路建設課）

工事施工中の安全管理について受注者は、工事現場における建設工事を適正に実施するために必要な一切の手段（施工方法）を施工計画書に記載しており、安全管理についても具体的な留意事項を示しながら工事目的物を完成させるために自らが定めた事項を実行している。

本工事中、側溝敷設に伴い掘削断面内で作業員がモルタル敷均しを行っているが、側溝設置のためのクレーン装置付バックホウがその断面の影響範囲内にあることから、作業員の安全性が危惧される状況となっていた。

近年の建設業界における受注・施工の形態は、重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一現場で作業し、その内容も工程により短期間で変化することも多くなっていることから、受注者・発注者は一体となって労働安全衛生関係法令の確認・遵守はもとより顕在・潜在的危険性への具体的な例示・事前対策、更には輻輳する現場での指揮・施工体制にも十分な配慮が求められる。

こうしたことを踏まえ、受注者に対しては施工計画書などでの作業手順の確認や安全教育の徹底について指導するとともに、発注者として労働災害防止に配慮された質の高い社会資本の整備となるよう留意されたい。